

森林環境譲与税を活用した取り組みについて

森林活用に向けた中頓別町の取り組み

中頓別町では、林業の振興・活性化に向けて木材を使って森林を育てる「森林資源の循環利用」を進めており、木材を利用することの意義を皆さんに知っていただくため、木を活用した様々な取り組みを行っています。これらは、令和元年度より各市町村に交付されている「森林環境譲与税」を活用して行っています。

森林環境税及び森林環境譲与税とは

森林を整備することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源かん養、地方創生や快適な生活環境の創出につながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるものです。

「森林環境税」は、令和6年度から、個人住民均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収するものです。その税収は全額森林環境譲与税として都道府県・市区町村へ交付されます。

「森林環境譲与税」は、市町村による森林整備の財源として、令和元年度から市町村に交付されています。これは、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき、市町村においては間伐等の森林の整備や人材育成・担い手の確保、また木材利用の促進や普及啓発等に充てることとされています。

交付される額は、令和元年から段階的に増えていき、来年令和6年度からは一定額が交付となる予定です。

中頓別町の森林環境譲与税活用状況

中頓別町の令和元年度からの譲与額及び使用額については表のとおりとなっています。また、主に下記の用途に森林環境譲与税を活用しています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
譲与額	5,543千円	11,780千円	11,799千円	15,570千円	15,570千円	19,108千円
使用額	88千円	9,491千円	10,109千円	13,741千円	—	—

※令和5年度及び6年度の譲与額は予定金額です。

①私有林等整備に対する補助

既存森林関係事業では対応が困難な森林における森林整備を進めるため、森林所有者や森林組合に対して補助を行っています。

②森林整備担い手対策

林務担当職員の森林整備に関する技術力向上を目的として道が主催する研修会に参加する他、北の森づくり専門学院の生徒を対象とした就学支援などを目的に設立された北海道林業・木材産業人材育成支援協議会に賛助会員として支援しています。

③森林経営管理対策

森林経営管理法に基づき、適切な経営管理が行われていない私有林人工林の所有者に対し、経営管理の意向調査を行い、必要に応じて経営管理の支援等を行っています。

④町民ホールの木質化

町内の人工林資源が本格的な利用期を迎える中、これらの資源を循環利用し林業の成長産業化を促進するため、公共施設に積極的に町産木材を利用することを目的に、役場庁舎町民ホールを町産材を用いた設備等にリニューアルする事業を行っています。令和5年度～6年度の間に、町民ホールの机や椅子などが町産材を用いて製作されたものに順次置き換わっていく予定です。

⑤木育・木づかい推進対策

町の木と触れ合う機会を創出するため、産出される木の利用推進活動や子供から大人まで楽しめる木育活動を行っています。

中頓別町天板交換プロジェクト

小・中学生が学校で使用する机の天板を町産材で作った天板に交換し、毎日触れ合うことで木材の特性を知ってもらうことを目的としています。



ぬくもりのハンドメイド積み木教室

妊婦さん及び1歳未満の子どもがいる家庭を対象にして、積み木の製作を行いながら木の特性や、良さを知っていただき、それをわが子へプレゼントする母から子へと受け継がれる木育教室を実施しています。



木のおもちゃまつり

毎年秋に実施する町民文化祭の中で、木材を使用した遊具に触れてもらい、木特有の柔らかな肌触りやぬくもり、安全性などを体感することで、自然を身近に感じられる空間を創出しています。今年度は11月4日（土）に実施し、多くの方に遊んでいただきました。





新成人の皆さんへ 20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったときや病気、事故で障害が残ったとき、家族の働き手がなくなったときに働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

20歳以上60歳未満の方は、加入することが義務付けられており、20歳になると日本年金機構から国民年金加入のお知らせが届きます。

将来の大きな支えとなります。

国民年金は、20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任をもって運営するため、安定しています。また、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

老後のためだけのものではありません。

国民年金は、年をとったときの老齢基礎年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また、遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（子のある配偶者、子）が受け取れます。

国民年金の保険料

国民年金第1号被保険者や任意加入被保険者の1か月あたりの保険料は、16,520円です。（令和5年度）

「付加年金制度」があります。

定額保険料（16,520円）に月額400円の付加保険料を上乗せして納めると将来の老齢基礎年金に付加給付が加算され、年金額を多く受け取れます。

「前納割引制度」があります。

保険料をまとめ払い（前納）すると割引が適用されるのでお得です。

口座振替・クレジットカードでのお支払い

口座振替を利用すると金融機関などに行く時間が省けます。納め忘れも防ぐことができ、さらに、早割（当月未納付）や前納で納めると保険料が割引されます。

※付加年金や前納は申出月からの開始となりますので、20歳到達月（20歳の誕生日の前日が含まれる月）からの納付を希望される場合は、20歳到達月中にお申し出ください。



中頓別町立歯科診療所に新しい先生が着任します！

1月から新たに中頓別町立歯科診療所に着任する西岡秀之さん、西岡孝子さんに来歴や医療方針について、お話をうかがいました。

自己紹介

名前 西岡 秀之
出身 大阪府
趣味 散歩
略歴 東日本学園大学（医療大学）卒業
1年間札幌医科大学の口腔外科で研修
大阪で4年間と北海道で勤務して現在に至ります。



名前 西岡 孝子
出身 札幌市
趣味 散歩
略歴 大学で保健室の先生の免許を取得
弁護士事務所等で事務仕事に勤務
歯科医院で10年ほど勤務



Q 中頓別町に来ようと思った理由は何ですか？

西岡秀之さん：ご縁の繋がりと言えるでしょうか。隣町の歯科医院で9年間勤務させていただいておりましたが、施設の老朽化により閉院が決まってしまうしました。そうした時に患者さんの雑談のお話から中頓別町での募集を知りました。こちらの地域が好きなことや、地域への馴染みなどありましたので募集に応募させていただきました。

西岡孝子さん：近隣の歯科医院では夫婦で働いていたものですから、患者さんからの紹介で中頓別町の歯科医院の募集を知ったというのは夫と同じです。後は、当麻町に住んでいたので鍾乳洞に興味があり、鍾乳洞つながりで中頓別に遊びに来たことがあります。

Q 医療方針について聞かせてください。

西岡秀之さん：歯の具合が悪くなりますとご飯を食べるのが大変になるだけでなく、力が入らなくなったり見た目や会話にも影響してきますので、患者さんと相談の上適切な治療を心掛けていきます。また、予防も大切ですのでなるべく自分の歯で噛めるようにお手伝い出来ればと考えています。

西岡孝子さん：口の中のことについて心配事があるときは、お電話ください！

Q 町民の方に一言お願いします。

西岡秀之さん：今までの経験をもとに自分のできる仕事を精一杯頑張りたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

西岡孝子さん：よろしくお願ひいたします。